

香川県立文書館 収蔵文書目録第18集

讃岐国三野郡財田中村

大矢家文書目録(1)

平成28年3月

香川県立文書館

凡 例 ~目録作成にあたって~

1. 本目録は、「讃岐国三野郡財田中村大矢家文書（1）」についての目録である。史料番号10000～50000000番について掲載した。史料番号50010000番以降の史料は今後、発行される大矢家文書目録に掲載される予定である。
2. 史料名の表示にあたっては、史料番号・史料名（標題）・年月日・作成者・宛先・形態員数・備考の項を設けた。なお、史料名はできるだけ原標題あるいは書き出しを記したが、欠落や虫損等で原標題が不明なものは、（　）を使って便宜的に仮題をつけた。あわせて、史料内容を簡潔にまとめたものもある。
3. 史料番号は、史料整理の際に史料一点ごとに与えた原籍番号である。閲覧は、この番号により請求できる。合冊等の史料については、「副番」を与え、その存在を示した。
4. 本目録の表記にあたり、常用漢字を用いた。
5. 年月日は、原則として史料に記されている作成年代を採用した。時代等を推定した場合には（　）を付した。
6. 作成者・宛先は、原則として史料に記されている全員を挙げるよう努めた。
7. 史料の形態については、一紙物は「紙・継紙」等と表示した。簿冊類は堅冊を冊、横長帳を長帳、横半切帳を小横帳とし、「冊・長帳・小横」と表示した。こよりなどで簡単に綴られたような冊子史料は、これに準じている。冊・長帳・小横にあてはまらない綴については、例えば領収書を綴ったものは「綴」と表示した場合もある。また、封筒は「封筒」、包紙は「包紙」とした。
8. 備考欄には史料の形態等、補足情報を記載した。
9. 史料番号10000～2400000番は県史編纂時撮影したものを文書館設立時に複製本化した史料である。その為、作成者・宛先・形態員数等は記載していない。その後に収藏した原本史料と、同一内容の複製史料については、それぞれ相当する史料番号を備考欄に記載した。
10. 史料の整理は、平成6年に文書館に大矢家史料が収蔵されてから平成28年3月に至るまで行われた。
11. 本目録には、人権擁護等配慮を必要とする史料も含めて掲載している。歴史上その史料の存在を示す必要があると判断し、目録掲載は行うが、館内の規程により一般閲覧を不許可としている史料も含まれている事を理解していただきたい。利用者の方々には、人権擁護・差別根絶の意識を高められるよう切望し、あわせて本書を正しく理解した上で利用されるよう強く希望する。

大矢家文書目録解題

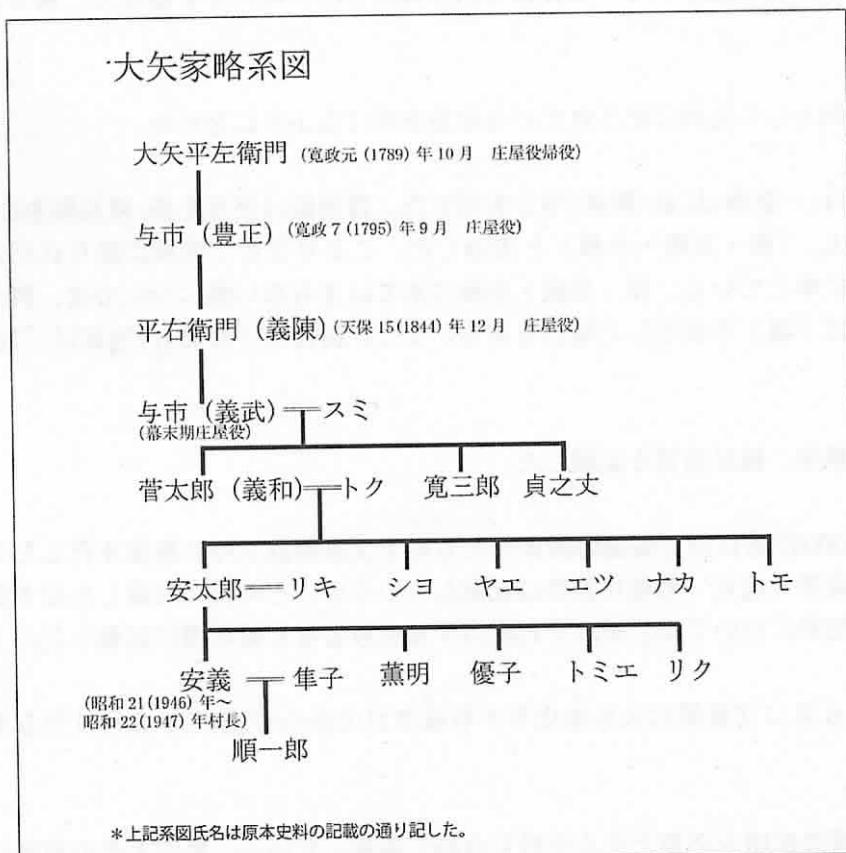
1 大矢家と財田中村

大矢家が立地している香川県三豊市財田町財田中は、江戸時代「三野郡財田中ノ村」または単に「中村」と称した。生駒家が出羽移封後、丸亀藩領であった財田は元禄年間、多度津藩をおこしたことにより大字財田上は多度津藩領に属し、大字財田中は丸亀藩領に属する事となった。

『西讃府誌』に中ノ村は「村の広さは東西三十一町五十間、南北一里十七町三十間。高九百五十八石余、反別百十七町一反余、うち畠二十町七反余、屋敷五町三反余。家数三百二十、人數千三百八十三、牛百四十五、馬十。」等と記されている。

当館に収蔵されている史料は、江戸時代初期の資料は存在せず不明な点はあるが、江戸時代の大矢家は、残された記録より江戸中期頃より中ノ庄村屋役を世襲して勤め、明治維新を迎えた事がわかる。

また「源家氏系図（大矢先祖）」（史料番号 19650000）によれば、大矢氏の先祖は清和源氏の出自とし、尾州より讃岐に来たと記している。さらに『財田町誌』によると「初め長尾城におり、河内村にきて庄屋となりその後に中ノ村西岡の地に移り住んだ」とある。



2 収蔵に至る経緯

県史編纂事業の際に大矢家の調査が行われた。その際、所有の膨大な文書史料が調べられ、その結果、『香川県史』に多く掲載された。その後、平成6（1994）年に香川県立文書館が開館し、県史編纂の時に、調査した史料を中心として1万点を越える史料群が、寄託契約を結ぶ運びとなった。

(平成12（2000）年第1次寄託契約)

収蔵された史料は、写真1の土蔵内にあった文書箱からの史料が大半であるが、それ以外に、写真2の母屋の書棚や屋根裏にあった史料等、点在していた史料群も収蔵した。

さらに平成14（2002）年には写真3の納屋を破却する際、納屋中にあった大正～昭和前期の手紙や刊本類の史料を追加収蔵する運びとなった（平成14～17年第2～4次寄託契約）。その後、館内にて整理作業が、平成28（2016）年3月まで継続して行われた。

なお大矢家の文書類は当館に収蔵される事となったが、什器類は香川県歴史博物館（現：香川県立ミュージアム）に収蔵される運びとなった。



写真1 土蔵（平成27年12月撮影）



写真2 母屋（平成27年12月撮影）



写真3 壊された納屋（平成14年3月撮影）



写真4 大矢家全景（平成14年3月撮影）

3 大矢家文書の概要について

（1）年貢関係

財田中ノ村庄屋役を歴代世襲していた事もあり「御年貢米請取通」、「下作人別請払帳」等、江戸時代中期から明治にかけての年貢納入・取立関係史料が膨大に存在する。このようにまとめた数の年貢関係史料の存在は県内史料では稀有ある。この史料群により当時の丸亀藩内や村内における耕作関係の様子を把握する事ができる。

（2）普請関係

耕作を行う上で、ため池管理は必須である。その為、「皿谷池」や「山田池」等、村内に存在するため池の用水普請関係文書も多く残されている。

また満濃池普請の際には、各村々の庄屋が村内の人足を率いて普請場に向かい、現地で指揮をとる為、その関係文書も多く存在する。

(3) 丸亀藩関係

庄屋役関係の史料中に「郷中御法度筋心得覚書」(史料番号 44750000) や「当今御時合柄ニ付諸御法度筋御嚴重ニ被仰出御触書写シ」(史料番号 44780000) 等、幕末に丸亀藩からの御触書が写され残されている。また村より藩に対して願い上げる「諸願扣」(史料番号 820000) 等、幕末における丸亀藩の社会情勢等を知ることができる史料を含む。

「御用銀御借り請銀并ニ献上銀御会釁被仰付候年月書上帳」(史料番号 43330000) によると大矢家は天保 7 (1836) 年から明治 3 (1870) 年にかけて御用銀や御用米を藩に献上した。その結果、天保 7 年 6 月に直支配を、安政 2 (1855) 年には、二人扶持を仰せ付けられた。さらに延宝年間より天保年間にも御用を勤めたと思われるが、その際の書類が見当たらなかった事が記されている。

この「直支配」とは郡奉行に直接支配されるという意味であり、いわゆる農村行政機構である大庄屋の支配系列に入らない事を意味する。「会釁」とは上納金額が直支配に及ばなかった者たちに与えられた待遇と思われる。大矢家は江戸時代を通じて藩に御用金等を献上し、このような待遇を獲得した事が記されている。

(4) 明治～昭和にかけての家関係史料

明治から昭和にかけて膨大な量の私信類や、奥向きの買物帳・買物掛帳も年紀別に大量に残されている。このような史料から当時の世相や姻戚関係等を鑑みることができる。

昭和初期に安義が京都大学法学部において、講義を受けた際に記録した多くのノート類や、大矢家の人々が各時代で使用した小学校の教科書類が多く残されており、当時の教育内容を知る貴重な史料である。

戦前・戦中にかけての香川新報等新聞各紙を大量に項目ごとに保存している。例えば、大正 14 (1925) 年から昭和 3 (1930) 年にかけて伏石事件の裁判に関する記事が掲載された新聞各紙を保存している。これは大土地所有者であった大矢氏が当時の小作争議の動向に強い関心があった事を物語っている。

《参考文献》

- 木原溥幸『藩政にみる讃岐の近世』((株) 美巧社 2007 年)
- 丸亀藩京極家編纂 堀田璋左右・藤田春嶺増補校訂『復刻讃岐叢書 増補西讃府誌』(藤田書店 1972 年)
- 『財田町誌』(香川県三豊郡財田町 1972 年)
- 『新修財田町誌』(香川県三豊郡財田町 1992 年)
- 『日本歴史地名大系第38巻 香川県の地名』(株式会社平凡社 1989 年)